

嬉環下第137号
令和6年7月22日

嬉野市下水道審議会

会長 北川 泰則 様

嬉野市下水道事業

嬉野市長 村上 大祐



諮詢問書

嬉野市下水道審議会条例（平成23年嬉野市条例第1号）第2条の規定に基づき、下記のことについて審議会の意見を求める。

記

1. 質問事項

適正な下水道使用料の在り方について

2. 質問理由

嬉野市の下水道使用料は、令和3年度の農業集落排水施設の使用料体系の変更を除き、供用開始以降20年近く料金の見直しを行っていません。

現在の下水道事業は、本来使用料で賄うべき費用についてすべてを賄えておらず、不足分は一般会計からの補助金に頼っております。また、人口減少や節水機器の普及等により水需要は減少傾向にあることから、下水道使用料も減収が見込まれる一方、インフレや老朽化する施設等の更新時期の到来による将来的な財源不足が懸念されるなど、極めて厳しい状況が見込まれます。

以上のことから、下水道事業の経営の安定化を図るため、適正な下水道使用料の在り方について、質問いたします。